平成 22 年 9 月 10 日改定

付則１

化粧板等の VOC 放散に関する表示規定　第 5 条の２（審査基準）に関する規定

平成 20 年４月１８日制定

（書面等による審査）

第1条　　仕様に基づく審査は、下表の内容で行う

表 1

材料			書面等	確認内容
基材	木材（製材、天然木突板など） ｲﾝｼｭﾚｰｼｮﾝﾎﾞｰﾄﾞ、ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ		なし（様式２には「別記記載のもの」と記入する。）	
	日本繊維板工業会の表示のあるパーティクルボード、MDF		日本繊維板工業会の表示登録証	
	上記以外のパーティクルボード MDF	樹脂主剤が縮合系の場合	樹脂主剤のタイプの分かる資料 （例 : ボードの MSDS 又は大臣認定書別添又は仕様書又はボード工場などの記述した説明書など。）	ユリア樹脂、メラミン樹脂、メラミン・ユリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂およびこれらを共縮合又は混合した樹脂（以下、縮合系樹脂と総称する）であること
		樹脂主剤がイソシアネート系樹脂など上記以外	樹脂主剤の MSDS（ JAIA 番号のある場合）	樹脂主剤が日本接着剤工業会の 4VOC 基準適合製品であること
			試験成績書（JAIA 番号がない場合。）	測定データが基準値を下回ること
	合板 単板積層材（LVL）	樹脂主剤が縮合系の場合	樹脂主剤のタイプの分かる資料 （例 : ボードの MSDS 又は大臣認定書別添又は仕様書又はボード工場などの記述した説明書など。）	樹脂主剤のタイプがユリア樹脂、メラミン樹脂、メラミン・ユリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂およびこれらを共縮合又は混合した樹脂であること
		樹脂主剤が水性高分子・イソシアネート系樹脂（国産の場合）	1)樹脂主剤のタイプの分かる資料 （例 : ボードの MSDS 又は大臣認定書別添又は仕様書又はボード工場などの記述した説明書など。） 2) 製造工場所在地の記述された書面（例 : JAS 証などの製造工場所在地の記述された書面）	樹脂主剤のタイプが水性高分子・イソシアネート系樹脂であること。国産であること。

		上記以外の場合	樹脂主剤の MSDS（ JAIA 番号のある場合）	樹脂主剤が日本接着剤工業会の 4VOC 基準適合製品であること
			試験成績書（JAIA 番号がない場合。）	測定データが基準値を下回ること
	集成材	樹脂主剤が縮合系の場合	樹脂主剤のタイプの分かる資料 （例：ボードの MSDS 又は大臣認定書別添又は仕様書又はボード工場などの記述した説明書など。）	ユリア樹脂、メラミン樹脂、メラミン・ユリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂およびこれらを共縮合又は混合した樹脂（以下、縮合系樹脂と総称する）であること
		樹脂主剤がイソシアネート系樹脂など上記以外	樹脂主剤の MSDS（ JAIA 番号のある場合）	樹脂主剤が日本接着剤工業会の 4VOC 基準適合製品であること
			試験成績書（JAIA 番号がない場合。）	測定データが基準値を下回ること
接着剤	日本接着剤工業会の表示のある接着剤		MSDS または 4VOC 基準適合商品登録証明書	MSDS は「その他」項目に JAIA の VOC 登録番号のあること
化粧材	印刷工業会の表示のある化粧シート		印刷工業会の登録証（代表的なシートの登録証１枚を添付し、その他については、登録番号のリストを添付する。）	
塗装	塗装についての確認書（参考様式０）			
	塗料 対象 VOC の配合	なし	塗料メーカーによる証明書(参考様式１)及び MSDS 及び成分表	対象 VOC 配合のないこと
		あり	MSDS 及び試験成績書	対象 VOC の放散が基準値を下回ること
		不明	塗料メーカーによる証明書（参考様式２）	証明書の記載内容（塗料の分析結果）
	希釈剤	希釈なし	なし	－
		希釈あり	希釈剤の MSDS 及び成分表	対象 VOC の配合のないこと
団体等の規程に基づき、「４VOC 基準適合」の表示を行っているもの			団体等の登録証あるいはメーカーが団体等の規程に基づいて行っている表示	

※表中の MSDS は GHS 対応のものとする。

第２条　「建材からの VOC 放散速度基準」（建材からの VOC 放散速度基準化研究会　平成 20 年４月１日制定）に基づく審査は、同基準に規定された試験方法による試験報告書を以て行う（ただし、養生 7 日以内、測定開始 7 日以内の試験方法での試験結果も含み、自社による試験報告書も可とする。）

第３条　第１条表１に記載されていない材料については、申請を受けた都度、ＶＯＣ表示審査委員会で検討を行うものとする。